

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第81号

## 本当に不用品を買い取ってくれる？

「不用品があれば買い取ります」という電話に関する相談が増えています。洋服などを買い取る名目で電話があったが、実際は貴金属の買い取りが目的だったと思われる事例もあります。訪問買い取りを承諾する際は、慎重に対応しましょう。

### 【県内事例①】

「不要な洋服や本を引き取る」という電話があり、本を引き取ってもらおうと業者の訪問を承諾した。しかし、訪問して来たときには「本は引き取れない」と言われ、指輪やネックレスなどを1万円で買い取ってもらう契約をした。(90代女性)

### 【県内事例②】

認知症の高齢者の家に「古着を買い取る」という電話があり、業者が訪問。たまたま訪問中だった包括支援センターの職員が同席していたためか、「ほかに貴金属はないか」と聞いたが、しつこく問いたださず、亡くなった夫のスーツを100円で買い取りしたのみだった。業者から書面などはもらっていないようだ。(80代女性)

### アドバイス

1. 訪問買い取りを承諾する際は、家族が居るときに来てもらうなど、一人で対応しないようにしましょう。
2. 業者に「他にないか」と言われても、買い取ってもらうつもりがなかったものは出さないようにしましょう。
3. 訪問買い取りはクーリング・オフが適用されます。クーリング・オフ期間中（書面を受け取った日を含めて8日間）は、売却品の引き渡しを拒むことができます。
4. 自動車、家具、書籍など、訪問買い取りの規定が適用されない商品もあります。対応に困ったときは、消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999